

「働き方」が変わります！！

本年6月に「働き方改革関連法案」が成立し、これを踏まえて来年4月より段階的に関連する法律が施行されます。主に、

- ① 時間外労働の上限規制が導入
- ② 年次有給休暇の確実な取得が必要
- ③ 正規雇用と非正規雇用の労働者間の不合理な待遇差を禁止



など、就労環境改善に取り組まなければなりません。労働各法への理解不足はトラブルに発展しかねないため、事業所には早急な対策が迫られます。「働き方改革」とは??どの様に対処したらよいのか、本セミナーを開催いたしますので、ご参加をお願いいたします。

日時 平成30年11月6日（火）14時～16時

会場 大台町商工会 2階会議室（多気郡大台町佐原1001-4）

講師 伊勢労務管理事務所 浅野 敦 氏（社会保険労務士）

受講料 無料

お問合せ 主催：三重県商工会連合会 南部経営支援センター（多気郡明和町竹川566）
TEL：0596-52-0133

お申込み 下記申込書に必要事項をご記入の上、11月2日（金）までにお申込み下さい。

お申込み先 大台町商工会 TEL：0598-82-1411 FAX：0598-82-2075

参加申込書	事業所名			
	受講者名	受講者名		
	所在地	TEL	—	
		FAX	—	

※ご記入頂いた個人情報は、慎重に取り扱い、本セミナーの運営・管理・その他情報提供のみに使用いたします。